

議案第 57 号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 24 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部
を改正する条例

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年三田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「職員の員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会（省令第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第4条第2号中「(省令第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。